

総社市民間認可保育所設置運営事業者募集 質問受付

No	質問内容	回答
1	申請書類の提出方法について 申請書類の提出は、フラットファイルに綴り提出を行ってもよろしいでしょうか。	申請書類の提出方法について フラットファイルに綴って提出していただくことで問題ありません。
2	申請書類の記載方法について 文字のフォント、サイズ等については特に指定しないとありますが、どの程度までオリジナリティ（例：手書きやイラストの挿入等）を出してもよいのでしょうか。	申請書類の記載方法について 内容がわかる記載方法で、指定様式に必要な事項が記載してあれば、手書きでの記載や、イラストの使用は問題ありません。
3	取得見込みの土地の場合の添付書類 建設する用地が取得見込みの場合、提出書類はどのようなものが望ましいでしょうか。 例：売渡同意書、確約書など	取得見込みの土地の場合の添付書類 取得見込み又は賃借見込みの土地の場合は、土地所有者が売買又は賃借に同意していることがわかる同意書を提出してください。提出にあたり、様式は問いませんが、本事業に関する土地の売買又は賃借であること、地番、面積、賃借の場合は賃借期間、土地所有者名及び印、法人名、同意日の記載があることとします。金額の記載は必要ありません。
4	保育室等の面積基準について 各年齢の保育室、遊戯室、含むすべての居室および園庭の必要面積について、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）では、2歳以上児童1人あたり1.98㎡、園庭1人あたり3.3㎡などの基準が定められていますが、これらに加えて総社市として独自に定めている面積要件や追加基準があるかをご教示ください。	保育室等の面積基準について 各室の必要面積については、総社市の独自基準はありませんので、国や県の基準に基づき設定してください。
5	近隣住民の理解について 募集要項には「近隣住民の理解を得ること」とありますが、「近隣」とされる範囲や、どの程度の確認が求められるかについてご教示いただけますと幸いです。あわせて、住民の理解の確認については、説明内容等を記録する形で足りるのか、それとも何らかの書面（同意書等）が必要となるかについても、確認の目安として教えていただけますでしょうか。	近隣住民の理解について 近隣住民への確認は、「施設整備予定地であることの同意」を得るようにしてください。近隣とされる範囲は、施設整備予定地に隣接する住居を中心とした、施設整備が問題なく行える範囲とします。 施設整備予定地は、近隣住民の理解を得ている土地が前提となり、同意書の提出までは求めませんが、説明日時と内容、相手方等を記録し、市の求めがある場合は、提出できるようにしてください。
6	土地の借地契約期間について 土地が借地である場合、借地契約期間について、必要とされる年数等の条件があればご教示ください。	土地の借地契約期間について 借地契約期間の年数等について、条件として指定しておりませんが、安定的、継続的に保育が提供できる期間又は、更新等ができる契約としてください。
7	園庭について 園庭の設置場所について、屋上に設置する計画や、敷地外の近隣地に確保する計画とする場合でも差し支えないか、それとも園庭は敷地内に設けることが必須とされているかについて、ご教示ください。	園庭について 園庭の設置場所は、園舎と同一敷地又は隣接地に整備することとします。また、屋上の園庭設置は不可とします。

総社市民間認可保育所設置運営事業者募集 質問受付

No	質問内容	回答
8	施設長選任予定者の資格区分について 児童福祉事業等に2年以上の従事とありますが、児童福祉施設には児童発達支援事業や放課後等デイサービスは含まれると考えてよろしいでしょうか。	施設長専任予定者の資格区分について 児童福祉施設は、児童福祉法に定義されている助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センターとなっており、児童発達支援事業や放課後等デイサービスは含まれません。 児童発達支援事業や放課後等デイサービスに従事された方を施設長とする場合は、従事経歴の「教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設 等」を選択してください。
9	プレゼンテーションの参加者について プレゼンテーションの参加人数は「3名以内」とされていますが、この3名の中に外部の業者（設計・運営コンサルタント等）を含めることは可能でしょうか。	プレゼンテーションの参加者について プレゼンテーションの参加者に外部の業者を含めることは可能です。ただし、主となる事業説明及び選定委員への回答は申請法人職員とし、外部の事業者は補助的役割としてください。
10	認定こども園への移行について 将来的に認定こども園への移行は可能でしょうか。	認定こども園への移行について 現時点では、認定こども園への移行は想定しておりません。